

## 議案第 29 号

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

(おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の155」に改める。

第2条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の140」を「100分の142.5」に、「100分の155」を「100分の152.5」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第3条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に後段として次のように加える。

この場合において、廃止前のおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の142.5」と、「100分の150」とあるのは「100分の155」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第3条の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

4 第3条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第2項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例による廃止前のおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第42号。以下「廃止前の条例」という。)の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例附則第2項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされる廃止前の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(おいらせ町教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例の廃止)

5 おいらせ町教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する条例(平成25年おいらせ町条例第17号)は、廃止する。